

有床診療所調査の概要

1 目的

有床診療所が、医療法その他関連法令に基づき適正な管理を行っていること及びその病床の直近における利用状況等を調査するとともに、施設の管理運営に関する必要な情報を提供することを目的とします。

2 実施方法

(1) 調査票による調査 **※ 全施設が対象です。**

同封した「有床診療所調査票」に、必要事項を御記入いただき、同封の返信用封筒又はEメールで医療安全課へ提出してください。

(2) 現地調査（原則として4年に1度実施します。）

※ 対象施設(別紙7年度欄)のみが対象です。

事前に医療安全課から電話にて、日程の調整をさせていただきます。

ア 調査時間

1～3時間程度を予定しています。（病床数等により異なります。）

イ 調査人員

3～5名程度で行います。

ウ 調査方法

事前に御提出いただいた（1）の有床診療所調査票の内容を中心に、聞き取り及び書類調査を行った後、院内を一巡させていただきます。その後、これらの結果をふまえて講評を行います。（講評時には、管理者の同席をお願いいたします。）

3 現地調査当日に準備していただく主な帳票類 **※ 対象施設(別紙7年度欄)のみが対象です。**

- (1) 病室の入院状況に関するもの（入院患者数を記載した日報等）
- (2) 業務委託に関するもの（契約書等）
- (3) 感染性廃棄物の処理に関するもの（契約書、マニフェスト等）
- (4) 職員の健康管理に関するもの（健康診断の記録、電離放射線健康診断の記録等）
- (5) 人事労務に関するもの（就業規則、労使協定書、出勤簿、医療従事者の免許証の写し、履歴書、雇用契約書等）
- (6) 診療に関する帳票類（診療録、看護記録等）
- (7) 放射線装置に関するもの（照射録、エックス線診療室放射線量測定記録表、線量管理記録、個人被ばく線量測定結果等）
- (8) 医薬品管理に関するもの（処方せん、麻薬帳簿、向精神薬伝票、特定生物由来製剤管理簿等）
- (9) 安全管理の体制に関するもの（医療の安全管理に係る指針、医療事故等に対するマニュアル、院内感染対策のための指針、院内感染対策マニュアル、委員会や研修等の実施記録、診療用放射線に係る安全管理のための指針、医薬品業務手順書、医療機器の保守点検計画、診療用放射線の安全利用のための指針等）
- (10) 防火・防災に関するもの（消防計画、避難訓練等の実施記録等）
- (11) 食事の提供に関するもの（提供した食数の記録、検食簿等）
- (12) 医療ガスに関するもの（医療ガス安全・管理委員会に関する記録、点検の記録等）
- (13) 院内で実施した検査に関するもの（試薬台帳、標準作業書、作業日誌等）

4 現地調査実施期間 **※ 対象施設(別紙7年度欄)のみが対象です。**

令和8年1月から2月の間で実施します。

5 問い合わせ先

横浜市保健所（医療局医療安全課）

TEL. 045-671-2414

E-mail : ir-ihoujin@city.yokohama.lg.jp